
令和5年 第4回(定例)南部町議会会議録(第2日)

令和5年9月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和5年9月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 上程議案に対する質疑
- 議案第38号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第47号 令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第48号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

- 議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）
議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第10 上程議案に対する質疑
議案第38号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第39号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第40号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第41号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第42号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第43号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第44号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第45号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について
議案第47号 令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について

- 議案第48号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）
議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	赤井沙樹君
		書記	角田亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君

企画政策課長	田村 誠君	デジタル推進課長	美甘 哲也君
防災監	田中 光弘君	税務課長	三輪 祐子君
町民生活課長	渡邊 悦朗君	子育て支援課長	芝田 卓巳君
教育次長	岩田 典弘君	総務・学校教育課長	水嶋 志都子君
病院事務部長	山口 俊司君	健康福祉課長	前田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤哉君	建設課長	岡田 光政君
産業課長	藤原 宰君	監査委員	仲田 和男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、三鴨義文君、9 番、仲田司朗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 49 号 から 日程第 9 議案第 55 号

○議長（景山 浩君） 昨日 7 日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第 3、議案第 49 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第 9、議案第 55 号、令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 49 号から日程第 9、議案第 55 号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書12ページをお願いいたします。議案第49号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類感染症になったことを受けて、新型コロナウイルス感染症による防疫等作業手当の特例について廃止し、再び同様の手当が必要となった際に感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の規定を適用できるよう条例の一部改正を行おうとするものです。

具体的には、附則に特例として規定している第3項及び第4項の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を削ります。また、新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当するなど、再び同様の手当が必要となった際に適用できるよう、第5条に新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を追加する改正を行うものです。

この条例の施行は、公布の日からとしております。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いします。議案第50号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは予約型区域運行エリアを拡大し、町営バス利用者の利便性向上を図るため、条例の一部改正を行おうとするものです。

現在、町北部において予約型区域運行、いわゆるタクシー型のバス、バクシーと言っておりますが、これを町南部の南さいはく線エリアに拡充するものです。

具体的には、別表の予約型区域運行に拡充の対象となる起点、主な経過地及び終点を追加する改正を行うものです。

この条例の施行日は、令和5年10月1日からとしております。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、補正予算書で御提案を

申し上げます。

.....
議案第 5 1 号

令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度南部町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 , 6 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 9 4 8 , 1 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 7 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 5 年 9 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 景 山 浩

.....
そうしますと、4 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為でございます。学校給食センター調理等委託業務（追加分）でございます。期間は令和 6 年度。限度額は 2 2 3 万 1 , 0 0 0 円となります。これにつきましては委託先がリースにより配送車を調達するため、令和 6 年度分の債務負担行為を設定するものとなります。

続いて、第 3 表、地方債補正でございます。1、追加といたしまして、道路整備事業は限度額 4 9 0 万円。板祐生記念館活動事業は限度額 2 6 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、2、変更といたしまして、農業水路等長寿命化・防災減災事業は限度額を 1 9 0 万円に、学校体育館照明 L E D 化事業は限度額を 2 , 4 4 0 万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと同様でございます。

それでは、1 0 ページを御覧ください。歳出予算のほうから主なものを説明をいたしてまいり

ます。人件費に関するものにつきましては、勤務状態に合わせたことによるものでございます。後ほど給与費明細書にて御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費は1,086万6,000円増額し、5億1,057万7,000円とするものです。これにつきましてはふれあいバスの運行形態をデマンド型に変更することに伴い、AIによるシステムの導入や新しい運行を反映させた時刻表などを作成するものでございます。

12ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は641万7,000円増額し、4億9,101万円とするものです。13ページのほうにあります生活困窮世帯に対する光熱費助成事業におきまして、これまでは4月から6月までの3か月分1万7,000円を県と協調して助成を行ってまいりましたが、さらに3か月延長して助成を行うものです。県補助金としましては2分の1の補助となります。

同じく5目特別医療費は58万4,000円増額し、7,353万4,000円とするものです。これにつきましては令和6年度から、来年度から鳥取県特別医療費制度の改正によりまして、小児医療において自己負担額が完全無償化することに伴い、その前にシステムの改修や新しい受給資格証を送付するためのものでございます。

16ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費は761万5,000円増額し、3億3,418万4,000円とするものです。南部町農林業基盤整備補助金交付事業は、申請件数が増加する見込みによるものと、また、参加型農業体験推進事業は、フルーツロード構想の関連事業といたしまして新たな南部町のプロモーション戦略を研究し、今後の事業推進のために情報発信の取組を強化していこうというものでございます。

同じく8目畜産業費は68万円増額し、394万円といたします。これは飼料価格等が引き続いて高騰し畜産農家の経営を圧迫していることから、9月末までとじていました緊急支援を県と協調しまして令和6年3月末までの対象期間とし、延長するものでございます。

17ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費は50万円減額し、1億7,326万8,000円とするものです。道路事業におきましては国の補助金の配分に合わせて事業の見直しを行ったものでございます。トンネル長寿命化事業は、新宮トンネルの灯具の腐食が著しく進行しております。早急に改修する必要があるため灯具をLED化するものでございます。

18ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は607万4,000円増額し、1億9,269万円といたします。これにつきましては学校体育館照明LED化事

業で、LED機器の価格高騰、人件費の上昇等により事業費が増額するため、必要額を計上する
ものでございます。

19ページをお願いします。同じく4項社会教育費、3目文化財保護費は289万3,000
円増額し、2,959万3,000円といたします。これは板祐生記念館におきまして施設の老
朽化により収蔵庫の天井から雨漏りが生じていることから、屋根に雨漏りの対策工事を行うもの
でございます。

次に、歳入を御説明いたします。7ページにお戻りください。14款国庫支出金、2項国庫補
助金、1目総務費国庫補助金は205万円増額し、1億7,500万円といたします。歳出側で
説明いたしました参加型農業体験推進事業に地方創生推進交付金を充当するものでございます。

8ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は827万8,
000円増額し、9,721万円とするものです。これにつきましては歳出側で御説明申し上げ
ました生活困窮者に対する光熱費助成事業の県の補助金分でございます。

同じく4目農林水産業費県補助金は293万4,000円増額し、2億7,654万1,00
0円といたします。こちら南部町農林業基盤整備補助金交付事業に鳥取県しっかり守る農林基
盤交付金を充てるものでございます。

20款諸収入、5項雑入、5目雑入は1,754万6,000円増額し、8,403万1,0
00円といたします。これは南部箕蚊屋広域連合の令和4年度の町村負担金の精算額が確定した
ことにより、返還額を受け入れるものでございます。

9ページをお願いします。21款町債、1項町債、4目土木債は490万円増額し、6,55
0万円といたします。これにつきましては歳出側の新宮トンネルの灯具のLED化の更新する起
債でございます。

同じく6目教育債は390万円増額し、4,110万円といたします。こちらについても学校
体育館のLED化、それと板祐生記念館の雨漏りの対策工事に充当するための起債でございます。

次に、20ページをお願いします。20ページには給与費の明細書をつけております。冒頭に
申し上げましたとおり、予算状況を勤務の実態に合わせましたことによりまして人件費の増減を
行っておりです。1、特別職の給与でございます。給与費と共済費の合計は1万3,00
0円の減額となります。

続いて、21ページをお願いします。次に、2です。一般職の給与費でございます。給与費と共
済費の合計は、734万4,000円の増額となります。手当の内訳については下段に書いてあ
りますのでお読み取りをいただきたいと思っております。

あわせて、22ページには、総括の内訳をア、会計年度任用職員以外の職員、それとイ、会計年度任用職員に分けて記載をしておりますのでお読み取りをお願いします。

24ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、59億7,496万4,000円となります。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで説明をしたいと思えます。農業集落排水事業特別会計の補正予算書のほうから始めていきたいというふうに思えます。それでは、1ページをお願いいたします。

.....
議案第52号

令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月 7日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
今回の補正は、し尿清掃費の単価改定によりまして、農業集落排水処理場の汚泥清掃費の増額と、地方債の利子の確定がありましたので、それに伴う増額によるものの補正予算をお願いするものです。

それでは、歳出のほうから御説明させていただきたいと思えます。4ページの下段をお願いします。1款総務費、1項総務管理費、2目維持管理費は148万7,000円増額し、6,682万2,000円とするものです。

2 款公債費、1 項公債費、1 目利子は 4 9 万 1, 0 0 0 円増額し、1, 0 8 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入について御説明をします。上段のほうを御覧ください。4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は 1 9 7 万 8, 0 0 0 円増額し、1 億 7 8 6 万 8, 0 0 0 円とするものです。以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、浄化槽整備事業特別会計の補正予算について御説明します。補正予算書の御準備をお願いします。それでは、1 ページから御説明しますので、御覧ください。

議案第 5 3 号

令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 7 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 5 年 9 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 景 山 浩

今回の補正は、浄化槽設置の追加要望がありまして、それに伴います増額による補正をお願いするものです。

3 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正です。変更になります。起債の目的は、浄化槽整備事業債で、補正後の限度額を 3 1 0 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

5 ページの下段を御覧ください。歳出のほうから御説明します。1 款総務費、2 項施設費、1 目浄化槽建設費は 2 6 0 万円増額し、7 1 0 万円とするものです。

次に、歳入について御説明します。上段のほうを御覧ください。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金は30万円増額し、120万4,000円とするものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽整備事業補助金は55万6,000円を増額し、166万円とするものです。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は44万4,000円増額し、3,925万3,000円とするものです。

7款町債、1項町債、1目衛生債は130万円増額し、350万円とするものです。

6ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の浄化槽整備事業債と2の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度中償還元金見込額は1,282万2,000円で、当該年度末現在高見込額は1億5,932万7,000円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の補正予算について御説明します。補正予算書のほうの準備をお願いいたします。それでは、1ページから説明してまいります。

議案第54号

令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月 7日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

今回の補正は、移動式脱水車の更新に伴います日吉津村ほか2か町下水道協議会負担金の増額、マンホールポンプ改築工事の事業費の見直しに伴う減額及び地方債の利子の確定による増額となるため、補正をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正です。変更になります。起債の目的は、建設改良債で、補正後の限度額は3,600万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

5ページの下段をお願いいたします。歳出のほうから御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、2目維持管理費は1,350万2,000円減額し、1億580万5,000円とするものです。

2款公債費、1目公債費、2目利子は20万7,000円増額し、1,379万9,000円とするものです。

次に、歳入について御説明いたします。上段のほうを御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金は819万5,000円減額し、880万円とするものです。

7款町債、1項町債、1目下水道債は510万円減額し、6,150万円とするものです。

6ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の特定環境保全公共下水道債、2の資本費平準化債及び3の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度中償還元金見込額は8,620万円で、当該年度末現在高見込額は9億3,325万5,000円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者でございます。それでは、私のほうから南部町病院事業会計補正予算について説明をさせていただきます。別冊の予算書をお願いしたいと思います。議案第55号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和5年度南部町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。第1款資本的収入、第1項補助金を1,464万5,000円増額し、1億7,548万2,000円に、第2項企業債を2,066万円増額し、3,886万円に、合わせまして第1款の資本的収入を2億1,434万2,000円とするものであります。

支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,530万5,000円増額し、1億1,466万6,000円に、第1款の資本的支出の合計額を3億6,443万9,000円とするものであります。

2ページをお願いします。企業債でございます。第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

医療機器等整備につきましては限度額580万円を1,544万円に、施設整備につきましては1,240万円の限度額を2,342万円に増額するものであります。なお、起債の方法及び利率及び償還の方法は、補正前と同様であります。

次に、債務負担行為であります。第4条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

2件の債務負担行為をお願いしております。2件とも翌年度の当初から発生する業務の委託に要する経費であって、今年度中に契約の締結をする必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和6年度から令和8年度までの3か年間、限度額はそれぞれ限度額欄に記載したとおりであります。

8ページをお願いいたします。今回お願いする補正予算の内容ですけれども、資本的収入及び支出について、県からの補助金1,464万5,000円及び企業債を活用し、介護医療院の開設に向けた入居者の居住環境等の向上を図るための施設の改修及び介護支援システムの導入のための機器整備等を行うものでございます。

以下、4ページ以降には実施計画書、キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表をつけておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時32分休憩

午前9分32分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

提案説明が終わりました。

日程第10 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） これより、日程第10、上程議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、昨日7日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、横断的ないし全般的な質疑である総括的な質疑のみをお願いします。

議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。
13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年度の一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑です。今回、一般会計の令和4年度の決算が出てきたんですけども、そのうち4点にわたってちょっと質問させてください。

今回の決算の総額のうち、この中でコロナの対応、国から来たお金が約4億円ですね。様々な電気、ガス、食料品価格高騰や住民税非課税の臨時特別給付金が2度にわたり、生活困窮の光熱費が1回、電気、ガス、食料品価格高騰対策、子育ての低所得者世帯に対しては2回の臨時給付金等があって、その金額が合計で約4億円占めるわけです。これ全て国から来ている分です。いるんですけども、町長、この長引くコロナの中で、3年間あったので令和4年度、こういうふうに4億円近いお金を国が投じてコロナの影響に対しての、いわゆる低所得者に対する臨時給付金等が行われてきたんですけども、この効果と課題をどう見えていますか。全国一律に基準を設けてしたわけですけども、南部町としてはこのような国の在り方が今コロナで困窮している世帯に滞りなく行き渡ったと見ているのか、金額が下りてるのは事実ですから、住民の支援になることは間違いないと思うんですけども、より効果的にしていくためにはどういう方法があったのかということと、このようないわゆる物価高騰が続く中での対策とすれば、町村だけでは本当にし得ない問題がたくさんあると思うんですね。今でいえばこのようになれば、今後もこのような緊急対策がなければ住民の暮らし支えていくことができないと思うんですけども、この点について令和3年度の決算見て、住民生活にどのような効果を及ぼし、町として運営していく中での課題は何と考えているのかっていうのが1点です。

2点目は、地方交付税の問題です。地方交付税は今回普通交付税で7,276万の減、前年度に比べてですね。特別交付税が若干増えているという内容ですけども、ちょっと決算の説明のときにもあったんですけど、普通交付税が今回7,276万減っているんですけども、これについて町長はどのようにお考えか。特に、とりわけよく言ってるのは地方交付税はなかなか中身が分

からないと、こういうふうには言っているんですけども、このような7,276万7,000円の減というのは実際どのようなところに影響してきていると考えているのか。そうはいつでも地方交付税の算定基準がありますから、どこで減ったのかっていうのはあらかじめつかんでいると思うんですね。それについてどのように考えているかということが、それで今後の見通しについてどう考えているのかというのが第2点目です。

次に3点目は、委員会でも各課にわたって言うんですけども、要は会計年度職員の問題です。特に今回やっぱり見てて感じますのは、税務課で徴税を支援する方が2名、ずっと会計年度任用職員なんです。それから、福祉事務所というのは全国的にも非常に仕事が大変で、どこの自治体も2年、3年を限度に交代しなければなかなか精神的にも耐え難いって言うようなところもあるんですけども、ここに決して職員が多くはないのに、福祉事務所に会計年度任用職員が2名入ってるわけですね。それから、いつも指摘してる、特に会計年度任用職員が多いのは保育園と教育関係です。この是正をどのように考えているか。私は、町長は仕方がないって言うかもしれませんが、ケア労働者や女性の労働条件変えようと思ったら、やはり地方自治体は何らかの形で動いて意見を出すべきではないかと思うのですが、この点についてどうなのか。それに福祉事務所や税務課での会計年度任用職員の配置というのは適切なのか、そのことについて町長の意見を聞いておきたいと思います。

それと4つ目には、地方創生交付金、今回も3,800万でしたっけ、入っているんですけども、この地方創生交付金を使った仕事等に今までの在り方について何らかの形で総括していく必要があるのではないかな。もう国はなかなか地方創生と言わなくなって、デジタル田園って言っていましたよね。ところが、町とすればやっているんで、地方創生交付金がなければ動かない仕事がいっぱいあるわけですよ。これについてどのように評価して今後を考えて今、例えばこの中で一つ、しごとマッチング事業っていうのがあるんですけども、地方創生交付金を1,050万投資して委託料2,000万出しているわけですよ。この2,000万の効果ですよ。しごとマッチング、人口1万にも足らない町が、しごとマッチングで2,000万のお金を投与しなければこの仕事ができないのか。そういう観点から見たら非常にお金をかけている割には仕事量として見えてこないのではないかという感じがして仕方がないんですよ。本当にこういうことが地方創生でやらないといけないのかっていうことも含めて、町長は地方創生の在り方、それと今後整理していく点等についてどういうふうな考え方持っているかということをお聞かせ願いたい。

それと、これは委員会でも審査しますが、監査にも意見があったんですけども、宅地開発促進事業の1,000万、これ何年か続けて利用されていない現状がある。少子化とかいろいろ言う

んですけども、目がやはり業者のところにいるからじゃないんですかと思うんですけども、住民がどのようなことを望んでるかということでの早急な宅地開発の促進事業の1,000万使い方を考えなければいけなかったと思うんですけども、令和4年度も実質ゼロになってる。この点について町長はどのようにお考えか。

あと、JOCA連携と地域振興協議会にも言いたいんですけども、この中で特に聞いておきたい、町長に、委員会でやりますので聞いておきたいことは、JOCAが3か月間南部町に来るということで、令和4年度も彼らの宿泊先を研修施設に設けているんですよね。研修施設では、決算書見たら1人当たり食費含めて5,000円のお金をもらっているということなんですけども、町長、これは私たちが指定管理している町の直営施設なんですけれども、この研修施設の用途についてどういうふうにお考えですか。明確に決算書にも研修施設の使い方、ちゃんと書いてあるんですよね。そこから外れてるのではないかって私は思うんですけども、そういうことが指定管理先の動向でやっているのか、これは私は町がやってるんだと思ってるんですね。町がそのことができるという根拠をどこに求めているのかと、この点についてちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、コロナが長引いて国から4億円のお金が入ってきたということに対して、効果的にするためにはどうなのかということでございます。総体的なお話をすると、世界中がコロナにおびえ、コロナに莫大なお金を配分したがお金がだぶついて、今世界中がどちらかというとお金に襲われているような状況になっているのではないかと思います。いわゆる大きなインフレが世界中で起こって、日本はデフレだったために、これから後ればせながら大きなインフレが来るのではないかというふうに恐れられています。そういうようなお金を一時的に困った方、そして企業に配分するということが一定の効果はあったんでしょうけれども、それを今度は落ち着かせるほうが非常に重要な問題になってくるだろうと思っております。町内でもこのコロナに対してゼロゼロ融資だとかいろいろなことが起こっています。これからそれに対して的確な対応が行政に求められるのではないかと、こう思っています。

2点目に、交付税の問題です。7,200万ぐらい令和4年が落ちたということですが、これは令和3年がコロナでこれまでなかった追加の交付税を国が交付した、このことが一番の減になった原因でございますので、今後こういうことが続きませんので落ち着いてくるだろうと、このように思っています。

3点目は、会計年度職員について御質問を頂戴しました。毎回これお答えしていますけれども、

特に今回の8月の人事院勧告の中では、会計年度職員や、それから若者たちに対する重点配分ということがうたわれてると聞いておりますので、こういう人事院勧告等を通じながら、一緒に働く公務現場にいる職員の賃金改善を図っていくということが大切だろうと思っています。

4点目は、地方創生交付金についていただきました。今はデジ田、デジタル田園都市国家の対する補助金に変わりましたが、地方創生も元はといえば、地方の活力を失う一極集中の、東京だけに活力が集中する日本の国の在り方を是正するための補助金でございます。したがって、その方向がデジタル田園都市国家構想になろうと、デジタル田園の補助金になろうと、これは意図としては同じでございます。南部町民の、また今を生きる者以上にこれから先々の子供たちにわたるまで、この南部町が元気で、そしてみんなが暮らしやすい町をつくる、このことにしっかりと使っていく重要な財源だと思っております。

5点目は、宅地開発促進事業でございます。1,000万予算を計上しております。何社かが町長の私のところに來られて、ぜひやりたいという開発構想は言ってこられて、そのたびに予算計上はしていますけれども、現実に進まないということに私も残念に思っています。効果検証も含めながら、これに代わるさらにいい方法があるのであれば、そういう方法も考えなくてはなりませんし、この宅地開発促進事業自体の制度設計がまずいという点があれば、事業を行っていく皆さんとの意見も含めながら、さらに有効なものにしていきたいと思っています。

6点目は、ゆうらくの横にある研修施設、J O C Aと言われましたがJ I C Aの青年たちがあそこに宿泊しながら3か月研修をします。それについて宿泊費の取得根拠ですけれども、これ私ここに手元に持っておりません。指定管理者が適切な収受をしてくれてると思っておりますし、協議も受けてるという具合に聞いていますので、現場のほうを信用し、現場のほうが適切に対応してるだろうと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、私、先ほどの質疑のときに、コロナの関係で4億円来るっていうときに、令和4年の決算を令和3年の決算と言ったそうなので、もしよかったら直しといてください。すみません、訂正いたします。

まず、1点目のコロナの件です。町長、世界でインフレが起こってこれから来るのではないかっていうことは、確かに町長は世界のことも考えんといけないし、基本のことも考えて地方自治のこと考えないといけないんですけれども、この1年で来た4億円の効果が町民や町内の工商业者にとってどうであったのか。この検証っていうのはしていかないといけないのではないかっていうように思うわけですね。

それと、的確な対応をしないとイケないって言うんですけど、その的確な対応とはどういうことかっていうのを聞きたいと思って聞いているんですよ。今後どうする、これ全て町に言うのむごいかなと思うんで、全て国が基準決めてきてやるんですからね。

それと、特に低所得者対策は必要だということは言うまでもありませんが、物価高騰は低所得者だけではなくて中間所得者の方々も一様に受けているという点では、是正を求める声も国会でも論議とかしていたんですよ。うちのような町で今後続く物価高騰対策に国にどのような支援を求めていくかっていうことも、町長会や県知事の会で話しされると思うんですね。そのときに人口1万でそんなに活発な商業も工業、盛んでない町がどういう支援をすることが一番大事なのかっていうことを、やはりこの1年、2年のコロナから来たお金の中で考えていけないといけないのではないかなと思うんですよ。その点、町長としては的確な対策と、国に対してどのように思ってるかということ再度お聞きしたいと思います。

2番目に、地方交付税の問題ですが、町長は確かにコロナの影響があったので、令和3年度は、4年度は減ったんだけど、今後今まで合併して地方交付税がどうなるかと言ったけれども、地方六団体も頑張ってくれていて、交付税はそんなに減ってきていないわけですよ。そういう認識でいいのかっていうことです。いつもお金がないお金がないと言いますが、交付税としては今後それなりの仕事をするだけの分は入ってくるというふうに町長見ているのかという点です。

3点目の会計年度任用職員は、今私が質問したのは、特に職種のところ上げて質問したのは、待遇改善のみだけを言うてるのではありません。例えば徴収吏員とすれば個人情報を持つことですので、会計年度任用職員は確かに自治体職員になったとはいえ、責任の問題とか個人情報の問題等を考えたら、当然私は正規職員を配置すべきではないかと、そのほうが住民の個人情報や的確な仕事に責任を持てるというのではないかっていうことで言っています。

同様に、福祉事務所というのも非常に複雑困難な仕事を抱えるところです。専門職の配置が常に言われてるところです。その専門職としての仕事等をもし会計年度任用職員等に行っているのであれば、これは仕事の再生産からいっても、例えば社会福祉士の資格を取るためにはどれだけのお金が要るのかということ考えた場合、会計年度任用職員の給与では当然できないはずなんです。そういうことを考えれば、それでもこの2名がそういう社会福祉関係の仕事ではないと、窓口業務だけだということであれば、福祉事務所の仕事が非常に狭いものになってしまう。そういうことを考えたときに、少なくとも専門職の配置のところについていえば、正規職員を配置すべきではないかと、こういうことについて今の職員辞めさせろと言ってるのではありません。例えば資格を取ることや、そういうことを含めてやっていく必要があるのではないかなという点につい

てどのようにお考えかということです。

次の、地方創生がデジ田に替わってくるというので、今回ほかのこともあって他町の予算決算書を見る機会があったんですけども、とりわけうちの町は地方創生交付金突出してるんですよね。例えばお隣の規模の似ている町を見れば、地方創生交付金なんかほとんどない。一体この何年間うちに入って何億というお金が、例えば隣の町の中ではどういうふうにしてたのかっていったら、際立って特徴的な南部町の予算でした。地方創生交付金から引き継いでデジ田に入っていく、これはどう言われてるかということ、いわゆるひもつきどころか国の決めた方針の中でしか企画が組めないという点でいえば、非常に担当課としては苦勞してると思うんですけども、自分の町に合った使い方がどれがいいかっていうんですけども……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、すみません。

そういう点でいえば、この地方創生、デジ田についてもうちの町にとって取り組んだ内容が適切であったのかどうかということの検証が要るのではないかと。この点についてどのようにお考えでしょうか。

宅地開発の件は委員会でも申し上げたいと思いますが、向いてる方向が業者のほうを向いているのではないかと。住民や来る人たちがどのようなことを感じているかということ考えたやり方に変えていくべきではないかということです。

研修施設に言えば、確かにJICAでした。1日5,000円取ってるって書いてあるんですよ、食費入れて。1日5,000円っていったら1か月でどんだけになりますか。そういうことがあの研修施設でできるのか、それと、あれは少なくとも、町長、町の建物ですから利用料取ろうと思ったら町が決めんといけませんよ。それ知らないってということですか。そのことも確認したいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナの4億円まつわって、それについて効果がどうだったのかっていう再度の御質問でございますけれども、物価高騰に対して農業用の資材、資源、またガソリン等の燃油、こういう問題が非常に上がってきてます。今後はこういうところに対して先ほどから出ています的確な国、県、市町村の支援がなければ非常に現場のほうは困られるだろうと、このように思っています。

先日、町内の事業者の皆さんと懇談会を1時間ほど持ちました。その中でたまたまこっちにおられた方はトラック事業をやっておられた。こっち側の人は物を運んでおられる製造業の方。早

速燃油が上がったことの価格交渉があって、こういう具合にして下請の業者さんが元請の業者さんと話しながらやっていくんだなど、非常に友好的というか、元請のほうから提案するかというような話があって、今そういうことがあるんだという具合に思った次第です。したがって、町内の中で事業者の中で非常に厳しい環境にあるということは認識しております。

次に、交付税について現在は少し、私の経験からすれば17兆円を超える交付税が今配分になっていますので、少し将来のことのほうが振れがまた元に戻ることのほうを私のほうとしては心配しますが、国に対しては今以上の交付税措置ということは、これまで以上に全国町村会を通じて言っていきたいと、こう思っています。

次には、会計年度職員のことについて、個人情報であったり非常にセンシティブな情報を扱うようなところにおられる、その環境についての御質問もありました。これは町内のガバナンスの問題もありますので、そういうことはまずないという具合に考えております。

社会福祉士の資格取得については、これは前から私のほうも、現在いる職員の皆さんで社会福祉士の資格を取ることに対して町が補助をするということは、これはいささかも否定するものではありませんので、お隣の伯耆町はたくさんの職員が社会福祉士の資格を仕事の現場で取っているという具合に聞いておりますので、その手法や考え方についても勉強したいと思っています。

デジ田の問題につきましてはKPIがありますので、これは随時効果検証しながらさらに有効なものにしていきたいと思っています。

宅地開発の補助金についても、先ほど言われたように住民に沿ってないんじゃないかと、来てもらう人たちの思いに沿ってないんじゃないかという御意見もあります。常にその御意見も聞いておりますので、常にとらわれることなく有効なものにしていくというのは当然だろうと思っています。

JICAの5,000円の問題については、これは詳細については私も分かりませんが、収受について伯耆の国のほうに権限移譲をしているという具合に指定管理の中で認識しておりますので、的確に運営されていると私は考えています。また、健康福祉課のほうを担当課でございますので、もし必要があれば答弁させたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） コロナの対応についてはぜひとも町村会挙げて言ってほしいと。

これが済む問題ではなくて、いわゆる物価高騰に対して国民生活を守る立場からどういう方法がいいのかっていうところをしっかりと声を上げていっていただきたいというふうに思います、交

付税については。

次、会計年度任用職員についていえば、専門職を町職員に採っていただくという方法も一つあるんですけど、仕事が増えるという問題もあります。町長、この考えどうでしょうか。地方公務員というのは、その町での自分の仕事していきながらいろんな実績をつくったりとか、経験積み上げていくわけですよ。私は会計年度任用職員の方々が何年も働いていて同じような人たちが来るっていうの分らんことないですよ、もう実績を積み上げていってるし、雇う側としても知ってくれてるほうがいいですからね。そういう経験を積み上げている方を何年間かで切ってやるっていう、非常に不合理なやり方ですよ。その点を町の人材を育成するという立場からも、これは正規職員化をして期限のない働き方にしていくことが、町にとってもプラスになるというふうに思っているんですよ。そういうことから考えれば、国に言うことと同時に、町独自でも採用枠を広げて対応していくということのほうが町にとってはメリットもあるし、住民の福祉の向上にもつながると思うんですけども、そういう考え方から再度この決算見て考えるべきではないかというふうに思ってくださいませんか。

宅地開発の件については委員会でも協議させてください。

JICAの問題でいえば、先ほど言ったように収受は指定管理者に任せるけれども、私の認識では町の施設の使用料というのは町が決めることになっているんですよ。違いますか。それは幾ら指定管理しようが、お金は町が決めるんじゃないですか。それを、今日決算書見てちょっと驚いたんですよ。決算書というか、明細見てですね。いつそういうのが決まったのか。例えば、仮に条例じゃなくっても何かの形で決めてると思うんですよ。そういうのが今まで、今あるんですか。そのことだけの確認です、させてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナの問題で物価高騰が続いています。この問題、さらには交付税の問題については真壁議員が言われてますような国に対する要望をこれからも続けてまいります。

一番あれなのは、会計年度任用職員の中で専門職を経験値として蓄えた職員を任用することができるのかどうかということですが、他町の実例であったり、そういうことを考えながらこういう皆さんの経験や専門知識を有効に使うということは重要な観点だろうと思っております。問題は、そういう思いに同意していただけるかどうか、それから住民の皆さんの御同意がいただけるかどうかということだろうと思っておりますので、高齢者の任用という問題も重要な問題であろうと思っております。高齢者といえば失礼ですけども、一定の非常に就職氷河期の世代の皆さんのこと

も考える必要があるだろうなと思ってお聞きいたしました。

あと、福祉関係のことについてはその値段が幾らに設定してあるのかどうか、私も手持ちの資料がありませんので、この辺りのところはここで答弁はできませんけれども、できますか。（発言する者あり）また後ほどそれを調べながら、委員会等でお示しすることではいかがでしょうか。（「そしたら、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時04分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。1点だけ町長にお聞きしますので、よろしくをお願いします。

人口を何とか増やそうということでいろいろな施策を取っておられますが、なかなか思うように増えないと思うんです。その原因は、国の政府にあると思います。というのは、それぞれ地方には地場産業ありますね、農業、林業、漁業。ところが、それを一極集中という形でしょうか、いわゆる南部町に例えますと、農業が本当にそこで生活維持することができたら町から流出される人はないと思うんです。自分の家であるんでしょう、施設がありますよね。農業なら田畑があるし、林業なら山があるし、そこでそれなりにそれで一本でそれに専業して生活ができるんなら、何ぼでも町外に流出することはないと思うんです。

ところが、国は一極集中という形で、結局地場で産業が成り立たないのは全国的に共通することなんです。それ仕方がないから、都市に行ったらそれなりの仕事もあって、一定の生活ができる、そのことが目安があるんで出ていかれると思うんです。だから、そういうことについては町長としてはどう考えておられるんですか。やっぱり地場産業を中心にやるべきだということを考えておられるのか、そのことについてまずお聞きします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○議長（景山 浩君） それでは、再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。地場産業が廃れるということは地方が廃れるということでございますので、地場産業を何とか活力を、そしてそこに住む人たちに元気を出すというのが先ほどからの地方創生、デジ田の今の趣旨であろうと思っています。やってもやってもなかなか効果が上がらないのではないかとということもありますけれども、そもそもが戦後の日本が、または明治以降の日本がやってきたことは、若者を都市一極に集めてそこで競争させて、残った人間を豊かにし、そして地方になかなか帰ってこないような体制をつくってきたということがこの反省材料で、地方に何とか人をと。

しかし、一方では、生まれる子供たちが2年前は84万人、去年は80万ちょっと、今年は77万人、数万人規模で生まれる子供が減っていく。静かな有事なわけです。ですから、この日本が立ち直って子供たちがひとときのように100万人以上になるために100年かかると言われています。当分の間は、私たちは今の現状の中で生まれてくる子供たちを大切に育てながら、そして地域の産業をどうやって生かしていくのか、この辺りが全ての自治体に求められておることだろうと思っています。

おっしゃるとおり、地場産業を大事にする、南部町の一番の産業は農業だという具合にこれまでも言ってきましたように、農業がこれからも続けられて、この地域の中で農業が続けられ、そしてこの地域の産業として成り立つというものを何としても守りたいというのが町長の考えでございます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど議長から指摘を受けたんですけど、私はこの中で監査の意見書に上がってたんで、それで指摘したようなわけなんです。ページ数4ページなんですけども、2の項で一般会計のことについてありまして、その②、人口減少は南部町の大きな政策課題である、このように指摘があったもんですから、何としても人口が減るということは私も残念ですし、増えてほしいなということを思ってるから、その立場から聞いたわけでありまして。

そこで、町長、これまた指摘受けるかもしれんけど、全国で全自治体とは言いませんけども、恐らく大きな自治体の町村ではそういう悩みがあると思います。そういう中で、町長は全国の町長会とかあるいはそういうことがあれば、それについて広めていって、国にそういうことで改善しろということをぜひ進めていただきたい、このことを指摘しておきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 指摘を変えます。ぜひ、そういうことで全国の方に広める考えはないでしょうかということをお聞きします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まず、子供たちが生まれる社会をつくらなければいけないと思います。フランスもスウェーデンも100年かかったと言われていいますので、どこからスタートするのかわかってもう既に遅いかもかもしれませんが、これが最後のチャンスだという具合に私もお聞きしていますので、ぜひ国を挙げて子供たちが生まれ育つ社会をどうやったらできるのかといったことをしっかりと考えることを国にも要望し、そして自治体としても頑張っていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。まず1点は、南部町がデジタル化をさらに進めた場合、効率化につながる余地というのはどこにあるとお考えでしょうか。今回コネクテッドカーの導入とデジタルリーダーの活動などっていうのが例として取り上げられてありますけれども、これあと南部町の中で余地っていうのはどこにあるんでしょうか。これそれぞれ総務課とか企画政策課とか、それぞれの課でそれぞれ質問していったのがいいのか、それとも町長のほうで全体論でお話を回答していただけるんでしょうか。

それと、あと地産地消の拡大の問題なんですけれども、これは昨年監査のほうの意見の中に出てることなんですけれども、これ私が時々一般質問で取り上げる食材連絡協議会のことがメインになるんだと思うんですけれども、昨年の取り上げ方の中で、それぞれの課で連携をすれば効率が上がるので、それぞれ拡大していただきたいというふうな項目があって、それで今回なくなってるんですけれども、これ効果が上がったんだろうかどうか、これももちろん産業課がメインになるんですけれども、実際のところは教育委員会と、それからあと西伯病院のほうに関係してくるのかなと。

それと、あと祥福園のことも、祥福園とそれからあと伯耆の国、それぞれ学校給食食材会議か

ら食材を購入しているところがメインに関係してくるかなというところなんですけれども、これの問題についてもそれぞれの課で質問したほうがいいのか、もしくは町長がこの問題、全体論の中で回答していただけるんでしょうか。質問の仕方を考えるので、時間がかかるので、こういう質問をさせていただきました。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） デジタルによってどういうことを、どれだけ人が減ってどれだけ効率を上げて、そしてどれが、どういうことが町民にとって利益になるのかといったことだろうと思います。

なかなか私も見えないところはたくさんありますけれども、特に昨年から一般質問でいただきました生成AI等の威力は絶大なものになるだろうと思ってます。これまで下準備をしてたようなことが一気にはかどるようなことも出てくるでしょうし、さらに進化すれば、デジタルの関係を使えば、税務の仕事は激減するでしょうし、さらに町民生活課の事務の発行等も激減すると思います。人が人でなければできないことに全力を挙げて取り組むというのがこれからの町の一番大事な仕事になるだろうと、このように思っています。

給食の関係で南部町産の食材を利用するといったことの成果につきましては、私のほうは病院のほうに使うってもらうように、そして他の現場の中でも有効に使うようにということを指示しましたので、それは的確に進んでるという具合に私はこの場では認識しております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第39号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年度の国民健康保険の特別会計についての質疑です。1つ目には、私は今数字を出すのは、監査の数値が非常にまとめてくださっております。これを使ってちょっと質問させてください。どこを見てるかという、審査意見の数値編の2ページと4ページを使って質問します。

まず、1点目。今回、12億9,900万に対して歳出が12億7,000万で2,546万の実質収支が出ています。これをちょっと前年度から見るのに私は審査意見の中の2ページ目の4、会計別歳入・歳出前年度比較というのを見ておまして、前年度から見たら約6,000万

から7,000万、国保会計が減ってるわけですよ。これ減るといのはやっぱり医療費の減になってるんだらうなと思うんですけども、町長、私は次の後期高齢も西伯病院でも同じようなこと聞くことになると思うんですけども、ここ3年以上続いたコロナの影響というのは、町内の医療費とかどういうふうに反映してるのかっていうことをどうつかんでるかっていうことをお聞きしたいと思うんですよ。

特に住民の健康と同時に医療費の動向、よく医療控えて言われているんですよ。医療控えが起こってしまったっていうことは健康悪化にもつながることだし、そういう材料を持っているのは地方自治体では町しかないの、そういうことをしっかりと見ながら住民の健康と医療機関の問題考えていかんといけんと思うんですけども、この国保で見る限りだけでは分かりませんが、3年間のコロナの影響っていうのはいわゆる医療費や医療にどのような影響を及ぼしていると考えてるかっていうのが一つです。

2つ目は、いつも言っている滞納の問題なんですよ。実はこれ、その審査意見の4ページの(2)の未収金の現況で、一般会計の未収金と②の国保の特別会計の未収金があります。一般会計では町民税、固定資産税、特に固定資産税の未収金が多くなるんですよ。これは単年度で見たほうが良いと思うんですね、現年度。現年度の収入未済でいえば、固定資産税が258万に対してその倍以上の金額が未納になってるわけなんですよ。国保世帯、町の人口の世帯約4分の1ですよ。そこがやはりこの国民健康保険税で574万8,730円の未収金を出すということは深刻な問題。とりわけ、町長も御存じのように国保は本来高いということで法定減免がなされている会計なんですよ。所得に応じて法定減免があるにもかかわらず、収入未済が町の中ではどの税金よりも一番高く国保税が出てきている。この問題をどのようにこの数字が表しているかということと、その対策を取らんといけんのではないかなと思うんですよ。見る限りは滞納徴収に頑張りたいって書くんですけども、そもそも滞納が起こってくる背景にどんなものがあるかっていうの、つかんでおかなくは滞納の対策できないと思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。国保に通じて医療がどんな現状なのかということについて、病院のほうが一番よく分かってると思いますので、後ほどまた病院のほうに聞いていただければいいんですけども、私の聞いています範囲では、国保によって病院に軽々に入院してしまうと家族にも会えないし、非常に寂しい結果になるということで入院を控えられてる方が私の周りにもおられましたので、そういう影響が間違いなく病院や医療関係に出ているという具合に思っ

ています。その辺の収支バランスがどうだったのかといったところは、また病院のほうに御確認
いただきたいと思います。

国保の未収金につきましては、私も非常に頭が痛いなと思っています。減免等これだけの措置
がしてありますけども、さらにやはり未収金が生まれてくるといったことは、やはり国保の置か
れている現状を表していると、国保世帯の人数が減る中で未収金は増えるといったことが非常に
課題だなと思っています。この原因をしっかりと探りながら国保の政策にこれから生かしていく
のも一つの仕事だろうと認識しております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 医療の関係については病院に聞いたほうがいいのかも
が、健康福祉対策を取っていく町の責任とすれば、どこもこの新しい事態のコロナの影響で今後
どのような住民の健康状態やいわゆる衛生管理、どのようになってくるかっていうことで自治体
の仕事等も増えてくることも多いのではないかと思うんですよ。昨日でしたっけ、今日でしたっ
け、国内で変異株が新たに見つかったって言ってますよね。そういうことを考えたときに、幾ら
5類になろうが住民の健康を考えた場合の万全な対策を取るという点では、私は町でいえば西伯
病院持ってることと国保があること考えたら、可能な限り分析しながら町にとってどのような対
策が必要なかっていうのは考えれるのではないかというふうに思うんです。

そういう意味でいえば、国保での医療費の動向とその中身ですよ。中身がどうだったの
かっていう、いわゆる病床がどういうものがあつたのかということをつかみたいと思いますので、委
員会に出しておいてほしいと思います。よろしく願いいたします。

その点どうかということと、町長、何回も滞納の問題をお聞きするんですけども、この数字見
る限りみんなが認識してる国保税高いということなんですけども、これははっきりしているのは、
国保税っていうのは所得のない人からお金取ってるからこういうことになるわけですよ。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。

所得のない人からも取るのが国保税なので、払えないってところが出てくると
構造的な問題と同時に町ができることといえば、減免措置等を取って、より滞納になる前に対応
することが求められているのではないかと思います。滞納になる前の努力ということとはどのよ
うなことをなされているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。真壁議員が今御質問された、滞納になる前

の努力という質問でよろしいでしょうか。国民健康保険税だけではなくって一般会計の町税もありますが、まず、なかなか税務課のほうで、じゃあ滞納になる前の方っていうのを一人一人当てることはできませんが、健康福祉課なり福祉事務所等の保健師さんや社会福祉士さんなどと、ちょっと様子がおかしいな、最近現年分を払っておられないなという方がおられましたら、情報等お聞きして徴収担当のほうで催告書なりを通じて声かけとか、そういうことはさせていただいております。ちょっと答えになるかどうか分かりませんが、そういったことをしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 答えてもらってありがとうございます。でも、滞納前にすること何かって税務の仕事として聞いているというよりは、福祉等救済策として事前にどうすべきかっていうことを聞いているんです。だから税務課長がおっしゃるように、福祉等、いわゆる健康福祉課とか福祉事務所との連携って絶対大事だっていうふうにおっしゃっていますよね。そういう、町長、取組が必要ではないかっていうの思っているんですよ。

実際の保険料払っていない方が医療控え起きているっていうの現実にあります。払っていないから行かれないとか、ないしは長期間医療が必要、治療が必要な方が治療途中でやめるということも実際起こってきています。それを見たときに伏線としての町内で低額無料診療制度を設けて、せめて診察費、治療費が要らないようにしていくとか、これも一つですね、出口のほうから見たら。そうとか、やはり法定減免だけではなくって事情に合わせた減免制度がとりわけ必要だと思うのですが、事前の取組ってそういうことを言っているんですよ。しっかり取り立てるじゃなくって、出さないっていうことは何かの信号送ってますからね、これは。そう捉えてそこに対する対応をするような取組が必要ではないかという点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。お一人お一人の皆さんにそれぞれの家庭での事情やお困り事があると思っています。またそういうことを聞くのは決して行政ばかりではなくて、民生委員さんであったり社会福祉協議会であったり地域振興協議会であったり相談員の皆さんであったり、いろいろなところがそのネットワークを張り巡らせていますけども、その機能をさらに有効なものにしながら早期にその困り事に対応していかなければならない、その体制を強固なものにしていく社会でなければならぬと思っています。その先に今言われたような減免制度が必要だというような御意見があれば、それは考えていかなくちゃいけませんけども、あくまでも

公平な行政というものも私は求められています。その辺りのバランスというものを十分に配慮しながら、これからの高齢社会に対する支え、さらには非常に生活に困窮されている皆さんの支えをどのようにしていくのかといったことを考えていきたいと思えます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） ここで休憩に入ります。会議の再開は10時45分といたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

議案第40号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第41号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第42号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤です。この農業集落排水事業の特別会計について質問いたしますけども、これは浄化槽、それから公共下水道事業にも全て共通した問題でございますので、よろしく願いいたします。

私が質問いたしますのは、不納欠損についての質問でございます。今言いましたように、農業集落排水事業、それから浄化槽、それから公共下水道について、分担金、それから使用料について非常にたくさんの収入未済額が出ておりますが、ところが、不納欠損額については全く出ておりません。これは昨年度の決算についても同様のことでございます。例えば町税、国民健康保険税については、不納欠損額がきちんと出ております。ところが、今申しました3会計については不納欠損が出ておりません。

例えば税金に関しては、税務課の職員が一生懸命になって滞納者に対して督促、それから分納

とかいろいろ納付のための施策を講じているんですが、果たしてこの3会計についてはそういうことがやられているのか、ましてや税金は時効が5年なんですよ。ところが、こっちの集落排水、浄化槽、公共下水については恐らく時効は2年だと思うんです。そのような中、どういう滞納管理がなされているのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。滞納されてる方の中には、水道だったり、それから下水道であったり、両方滞納されてる方が中には当然おられます。その中で、水道のほうはいわゆる私債権と呼ぶものですし、下水道のほうは公債権ということでして、その私債権と公債権の関係で両方該当される方をどういうふうな扱いにするかというふうな整理が今、現在できておりません。その関係で今現在もこのような形で不納欠損できてないというような格好になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今何か小難しいことを聞いたんですけど、要は今時点で時効を迎えている方が結構いらっしゃるんじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。税法のような時効の問題と、援用が要るような公債権、私債権の問題が今御質問の内容だろうと思います。いわゆる援用を求めれば、これまでお金を支払っていただいていたことが不当行為ということになりますし、今でもお金を頂いている方もあります。これは担当課のほうで、税と利用料の公平性ということで確約書を交わせながらこつこつと頂いている。今言われましたような不納欠損というものを避けるというようなことがこれまで続いてきています。

しかし、一方で、市部等では条例化をして、不納欠損を認める条例というものを一定の条件の下で進めているところがあります。西部町村の中でも勉強会を開いて、また南部町の中でも勉強会を開いたことありますけども、いろいろなこれまでの過去からのおりのようなものがたくさんあって、一気に、では議会にこのような提案をするというところまでまだ至っていません。議員

のおっしゃられてる内容も重々承知しながら、どのような方法を取るべきなのかということは今後とも議会と協議しながら、この不納欠損に至るまでの処分の問題についてどうするのかということは今後とも研究していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ぜひともこの辺は担当課、執行部、きちんと研究、勉強されて、きちんとした決算にしてほしい。以上、よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第43号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第44号、令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第45号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年度の太陽光発電事業の特別会計は、金額約8,200万ですよね。そのうち売電収入が7,830万。使い道として積立てに2,565万、一般会計の繰り出しに1,480万、公債費に2,966万、このようなお金の使われ方しています。

あの太陽光発電ができてから何年もたつんですけども、今後、今、町長はこの太陽光発電を町のまちづくりの中でどのように位置づけてるかっていうところでちょっとお聞きしたいと思うんですけども、こんなに電気代が高騰してくる中で、いわゆる発電するものを持っているっていうのは非常に強みだと私は思っています。町が公で太陽光で発電事業を行っていて、その売上げの還元の一部を再エネに使っていくという考え方も循環型の中では非常に大事にしないといけないことだろうなと思っています。行く行くは、今、地方発の町村で発電所を持ってくるということも出てきているわけですよね。いわゆる町民の電気代を下げっていく。私は、一つの産業になり得ることだというふうに考えています。

そこで町長、今回このいわゆる積立てを今まで2,565万やっている、公債費も還元しているんです。これまでの積立金が幾らあるかということは委員会でお聞きすることにして、基本的

な姿勢として、この太陽光も耐用年数が来るとは思いますけども、今後再エネをどうしていくかという問題と、南部町でのいわゆる発電事業、今だんだんエナジーとかもあるんですけども、そこで仕事を起こしていくっていう考え方もできるのではないかっていうふうに考えているんですけども、町長とすればどのような、現時点で何年かたつ中で、太陽光発電の更新と今後どのようにしていこうというふうに今の点で考えてるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。太陽光発電、年間7,000万真水で新たに入ってくるということは大変ありがたいことですし、大体それが中間点、折り返し点を迎えました。

今、日本中を挙げてGX、脱炭素の社会にかじを切ろうとしている中で、南部町も脱炭素に向けての取組を今加速させようとしています。その起爆剤や原資として、これは非常に重要な原資だろうと思ってるところでございます。再エネ等にいかにかそれを投資に結びつけていくのか、また、これまでも続けてきたように町民の皆さんの暮らしの中でどうやって脱炭素を進めていくのか、これはきっとこれまでの地下資源によるようなエネルギーと今度違ってきますので、暮らし向きも大きく変わってくるだろうと思っております。そのようなところでどのように使っていくのかといったところを今研究し、国に対してそのような動きを応援してもらえないかというような取組も進めております。

ぜひとも今の太陽光をもとにしながら、町民の例えば断熱効果を上げるようなことに支援をしていったり、さらにはまきストーブであったり、今のこの里山資源の中をどうやって地域の中で資源を回していってお金を回すのか、こういうことにうまくこの原資が使えるように考えていきたいと、こう思っているところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そのうまく使っていくという点でいえば、これは時期がいつになるか分からないんですけども、必ず起こってくるのが発送電分離がもう日本でしなくてはいけなくなってくる。私は、今の政治情勢見ても世界の情勢見ても、そういうことは見えてくると思うんですね。そのときに県が持っている緑水湖の下の水力発電ありますよね。あれも年間でこの太陽光と同じぐらいの発電量持ってるわけですよ。これが発送電分離が実現した場合に、町の非常に有力な資産というか、なってくるわけですよ、県は持ってるんですけども。私は、町長、そういうことも見込んで再エネのまちづくりとジゲおこしっていうことはできていく可能性があるのではないかと考えています。

今、決算だから決算に戻しますけれども、そういう点でいえば、それを理解してもらうために、

このお金がどれくらい太陽光でお金が出ていて何に使われているかっていうこと住民に明らかにするために、この決算でこれまでの中間点迎えた段階で、今までどれだけの売上げがあって基金として幾らためておられるのかということも数字として出してほしいというのが一つです。いかがでしょう、一つ出してほしいということですが、どうでしょうか。

それと、もう一つは、現在は一般会計の繰入れ1,480万、令和3年よりも非常にたくさんなってるんですけども、町長としてはこの一般会計の繰り出しの限度額はないというふうに見ているというふうに解釈しておってよろしいのですねということについて、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。有効に使っていかねばならない原資だろうと思ってます。また、この原資を何に使ってもいいのかというわけにはなりませんので、町民の福祉の増進に寄与するだろうというものには有効に使っていくという前提の中でそれは考えていかなくちゃいけない事項だろうと思ってます。これまでの約10年間にわたる歳入歳出については、また資料をそろえたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第46号、令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第47号、令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第48号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第49号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第50号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、質疑はありますか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 細田ですが、町長、町としてこれはデマンドが増えて停留所が増えて、法勝寺から上の人やちが余計利用しやすくなったと理解しておりますが、これは全然恩恵で受けてない天津地区の方やちの利用料金の統一性の観点から、これらを考えてこれから考えられる余地はあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今回は南さいはくの条例のことをお願いしておりますけども、細田議員の質問で天津、東西町のところは4条の日ノ丸の路線と重なっております、基本的に日ノ丸のほうの対応ということですが、そこで利用の運賃の差が生じているというところでございます。

運行の形態のエリアなども含めながら、今の天津エリア、それから東西町の方々にそういった統一的な金額になるような支援策などは、継続して担当課のほうで検討はしているところでございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これ検討は何年かは分かりません。過去にもずっと言っております、もう三、四年なると思うんです。日ノ丸バスを撤退させるわけにはなりませんので、この幹線道路を守らないけん。分かります。けども、町内で法勝寺から上は150円でくるくる回りますね。高齢者は100円。例えば東西町の場合、西伯病院に診察で行かないけん、タクシーは来ない、介護タクシーは2,200円、日ノ丸バスに乗れば300円、法勝寺の方から奥は西伯病院に行くなら普通の人150円、高齢者は100円。これらを確かに日ノ丸バスを残さないけんの分かりますが、そういう方に対し、町内で交通機関を利用される方は介護福祉タクシー別として、公共のやつだったら料金を合わせていただきたいというのを数年前からずっと言っております。検討って言われましたから、いつ頃までこれができるのか、その頃の担当課は日ノ丸バスと協議中ですってことでしたが、協議はどこまで進んでおられて、今度見直しについてはどのように考えておられるのか、副町長も東西町の方です。お母さんはそのバスよく乗っておられます。そういうことも鑑みまして、その辺を考えていただけませんかということなんです。前向きな回答を町長自らの口でお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、百歳体操で回ってる現場で、四季であったり東西町であったり坂根であったり境、あの辺りの福成地区の皆さんともお話をして、車の話をしてきました。特に深刻に言われましたのは、手間の皆さんが1日数便しかないんだと、それは非常に困ると。ここの議会でも出ますように花回廊のバスをうまく使えるような方法を考えてくれないかという御意見もございました。

その中で、四季、東西町の皆さんの基本的にあるのは、確かに西伯病院に来るのに300円、この前乗ってみましたけども、病院から役場に行くのに170円。これだけ要るんだと私も思いました。正直初めて病院に行った帰りに日ノ丸バスで乗ってみました。公共交通はとても重要ですけども、しかし、残念なことに特に福成山村、境には公共交通が全く途絶えているっていうことが一番重要な課題だろうと思ってます。

今、答えましたが企画政策課も、もう来るなというほど日ノ丸バスに掛け合いながら今交渉しています。今、詰めの時期を迎えていますけれども、仮に今回も駄目であっても諦めることなく続けていきます。ふれあいバスを何とか、日ノ丸バスを邪魔するわけではありませんけど、その間にまず入れたいというのが私の一番の課題だろうと思ってます。確かに300円は大変だと思いますけど、その次に値段を合わせるということをしたしたいと思いますし、同時に高齢者皆さんの御要望の多かった高齢者パスに対する一定の補助金であったりということも考えていかなきゃいけないだろうと思ってます。

思った以上に日ノ丸バスで米子のほうに買物に行くだとか、便は少ないけれどもいろいろ工夫しながら、境の中では大袋まで歩いて出て乗るんだという御意見もお聞きすると、本当に公共交通が弱い地域で申し訳ないなと思っています。これを支えるためにもさらにもっとふれあいバスを有効に使いたいと思いますし、議員がおっしゃるように均一な値段で均一なサービスをということも求めたいと思いますけども、まずは今非常に困っておられる福成山村と境に、何とかこのふれあいバスをはざまにでも入れられないかということ協議中でございます。その後に値段の統一であったりということも前向きに考えていきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） ありがとうございます。前向きとのことですので、ぜひともそれを早急に、もう結構四、五年待ってますので、皆さん方を信用して。

この間、たまたま伯耆町長さんとのばらっとした話の中で、伯耆町はあれ第一交通だったかな、タクシー屋さんと契約して、米子からでも何ぼでも迎えてくるような話をお聞きしまして、あれっと思ったんです。例えば私が西伯病院に何だいのときに用事があってタクシー呼んだんですよ。

たら、来ませんと言う。米子経由って。たまたまうちげの隣が吉谷団地ですので、それなら吉谷まで行って、バイパスに乗ってばっと行けばいいがんで言ったら、来ました。米子経由だったら来るんだけど南部町から南部町っていうのはならんというので、あれ、何で伯耆町はそれができてうちげはできんだあかなと思って。伯耆町が第一タクシーだったと思いますが、そのような契約をしてできるようになったって伯耆町長が言ったんだがな。何でうちげはできんだあかなと思って、これらをちょっと検討材料でできないのかなと思ってますが、どっかそこには何かあるかもしれないけど、それができたらうちげもしてほしいんですけども、町長か企画課長か、町長さんでもどちらでもいいですけどちょっと教えていただけますか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。伯耆町さんの、どこの事業者がというところのそういったちょっと把握がまだできていませんので、ここで明確なお答えがすることができませんけども、タクシーもどういう具合に契約すれば南部町のほうに来てもらえるかというようなところは、かねてからエリアの具合によって南部町から南部町の中の移動はできないということが、当時聞いた中ではそうでしたので、そこら辺もハイヤータクシー協会などに再度確認しながら、伯耆町さんの具合も確認していきたいと思います。以上です。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ないようですので、進みます。

議案第51号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）、総括質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きします。今回、この中に、補正予算の中にひまわり保育園の運営事業で、ひまわりの遊戯室の温水ポンプとか冷蔵庫が壊れた問題とか上がってて、補正予算が約60万ついてるわけなんですね。ここで町に、細かいことは委員会で課長に聞くんですけども、町に基本的な考え方を聞いておきたいのは、いわゆる保育園の施設管理等についてどうなっているのかという点です。

先日、委員会でつくしとさくら保育園に行きました。そしたらちょっと驚いたのは、子供が使うおトイレが6つぐらい並んでおったんですけども、2つしか洋式になってないんですよ。理由聞いたら、小学校との関連があって小学校に行ったら和式トイレもあるので練習せんといけんとかいうんですけども、時代遅れも甚だしい、小学校替えてるしね。

それと、もう一つ驚いたのは、これ見てくださって言われたのはトイレの横に上げたら、大人用のおトイレがあるんですね。保育士さんたちがプールとかするときそこで着替えるんだっ

て。いわゆる更衣室がないんですよ。私、ちょっと驚いたのは、仮に指定管理しようがどうであろうが直営であろうが、町の施設である以上は子供が毎日通るところだから、直さないところは直さないといけない。申し訳ないけども、ちょっとした言い方は、建てたはいいが面倒見ないで統合ですかって正直思ったんです、私。それはないだろうと。例えば困ったときに直していきんだっていうこの姿勢ですよ。これはどういうふうにかえとったのか。課長には委員会ですっきり聞きますけんね。町長、どう考えますか。あってならんことですよ、これは。毎日使うトイレ、ということは和式トイレは使われてないんですよ。そういうことを、あっこを全部洋式にするのにどんだけ金がかかりますか。そういうことをほっといて、今回何十年たったから改築だと言って、それは子供は3年か4年間しか通わないんです。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、議案に対する質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません。そういうことを考えたときにこのひまわり保育園の運営事業で出してくるのは、もちろんこれだけではないのではないかと。改めて建て替えるところも含めて早急に改善しなくてはならないところを拾い上げるべきではないかっていう点についてのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ひまわり保育園の施設の管理についての御質問を頂戴しました。要望として各園から上がってきたものを総務課のほうで、また副町長のほうで査定をして最終的に予算に仕立てていくという方法でございます。重要な項目がたくさんあるなという具合には思いましたけども、私もそういう仕事をしたときに、例えば現在のさくら保育園を洋式にしたときも担当しました。1年目にたしか洋式に1つで、その後1つでは1人行くと、そうすると次の子も行きたがるんでもう一つ造ってほしい、言ってみればトータルでなかなかそういう計画を組めないっていったところがあるんだなという具合に思いました。まだ和式があったということにちょっと驚きも感じていますが、もうそういうような事態があれば、それは子供たちのトイレは大事な生活上のものでございますので、ぜひ直していかなくてはならないだろうと思ったところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今の答弁は、このひまわり保育園を見ながら私はさくら保育園のこと言ったんですよ。改築を予定されている保育園ですけれども、毎日通っている子供がいる。ちょっと驚いたのは、総額60億、70億の予算持つ中で、保育園のトイレ一つ替えるのに1年に1回しか替えない。このけちり方。ほかのところのお金使いながら、ちょっと考えられ

ませんよね。そういうこと考えたら、仮に建て替えしようが毎日子供が通ってるので即刻直すべきだと思うし、町長は知らなかったと言いますが、知らんかってできへんのでしたら……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、意見は控えてください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

即刻4園を見て改修場所を拾い上げていただきたい。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。必要なものは直していかなくちゃいけないと思っております。先ほど言いましたように、一つ直したらやはりもう一つ直さんといけんという出し方ではなくて、全体に必要なものは、トイレだったらトイレの中で必要なものはトータルで直していくということは大事なことで、そういう改修の在り方っていうのが必要だろうということをお話は私に言ったつもりです。決して2つのトイレを2年でやったわけではなくて、一つでもいいから洋式に直してほしいって言ったのがもう10年も前のことです、それがやはり同じところに入りたがる子供たちが1人行くと同じところに入りたいと、だからもう一つ造ってほしいと、そういうような現場にもありましたというお話をしたまででございます。必要なものは新たに改修が必要だろうと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第52号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第53号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第54号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第55号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、総括質疑はありませんか。
質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、11日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時29分散会
